平成26年12月19日

第69回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第69回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成26年12月12日

告 示 番 号 遠野市農業委員会告示第9号

会議年月日 平成26年12月19日

会議の場所 遠野市役所とぴあ庁舎大会議室

出席委員 別紙のとおり 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長河野和浩

事務局次長兼

農地係長 村上和男

副主幹兼

農業振興係長 多 田 清 美

本日の案件 第69回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり

開会時刻 午後14時00分

【開会】

議 長

ただいまより第69回農業委員会総会を始めます。開会に先立ち遠野市農業委員会 憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。

先唱を19番、松田欣一委員にお願いします。

(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)

着席願います。

【会議成立宣言】

議 長

本日の出席委員数は25名であります。定足数に達しておりますので直ちに第69回遠野 市農業委員会総会を開会します。

12番多田和敏委員、14番菊池正明委員、20番菅原一雄委員、22番齋藤春夫委員、27番 君崎敬孝委員から欠席する旨の届け出がありましたのでこれを許可致しましたので報告します。なお、13番綱木秀治委員は延着と思われます。

【事務事業経過報告】

議 長

日程の前に、事務事業経過報告を、事務局長をして説明いたさせます。

事務局長

はい、議長。事務事業経過について報告いたします。

(以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)

【報告事項】

議 長

次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分した ので事務局長をして報告いたさせます。

事務局長

はい。議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。

(以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)

議長

ただいまの報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め質疑を終結します。

次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いたさせます。

農地係長

はい、議長。報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知でございます。

1番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●。●●町 2 筆3,338平方メートル。賃貸借の全部解約です。

2番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆2,013平方メートル。賃貸借の全部解約です。本件につきましては、議案第68号4番で所有権の移転についてご審議頂きます。

3番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆6,087平方メートル。賃貸借の全部解約です。

4~53番までの50件につきましては、農地集積円滑化事業から農地中間管理事業に移行する為に●●●と所有者が解約するものでございます。貸人は50人で85筆、面積は26万4,814平方メートル。賃貸借の全部解約です。以上について問題なく合意解約が成立したことを確認しております。以上でございます。

事務局長

議長。

議長

はい、事務局長。

議

長

ただいま農地法第18条第6項の規定による解約につきましてご報告を致しましたところですが、ご覧の通り4~53番まで●●●●が合意解約をしたということでございますが、補足致しますのはこの事業につきましては農地中間管理事業の活用でございます。農地中間管理事業につきましては、総会終了後の研修会で制度について農業委員さんに説明をしたところでございますし、7月の末には各地区に回りましてこの制度について説明を致したところでございます。その制度の内容については、主にこの仕組みと協力金の仕組みについて、地域にこういった形で集積出来ると周知をしていったわけですけれども、昨日運営委員会が開催されまして、委員会の場でも内容について農業委員さんにもう少しわかりやすくという意見が出されました。これについては先ほども説明がありましたが、円滑化の事業を使いまして利用権を設定していたものを農地中間管理事業を活用して合意解約するということで、本日議案の方でご提案を申し上げるわけでございますけれども、農地中間管理事業に基づく法律で認められているもので適正な事業の一つということでございますのでご理解を頂きたいと思います。以上、補足説明でございました。

議長

ただいまの報告に関し、質疑ありませんか。よろしいですか。 質疑が無いようですので、質疑なしと認め質疑を終結致します。

次に報告第3号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について事務局から報告いたさせます。

農地係長

はい、議長。議案書11ページでございます。報告第3号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてでございます。同要綱第6条により報告するものでございます。

1番、●●町 ●●●●。●●町1筆10,200平方メートルの内520平方メートル。こちらにつきましては耕作路4メートル幅130メートルを整備する為に平成26年12月26日から平成27年4月30日まで実施するものでございます。施行は●●●に委託されております。場所につきましては、●●から●●に向かう市道の左側にございまして、川がカーブし最も山手に近づく位置の付近でございます。

議 長

ただいまの報告に関し質疑ございませんか。

質疑が無いようですので、質疑なしと認め質疑を終結します。それでは、議案審議に 先立ち議事参与についての注意事項を申し上げます。自己または同居の親族若しくはそ の配偶者に関する事項についてはその理事に参与できませんので議案に関係する議員は 退席を願います。

【議事日程】

それでは、議案審議に入ります。

【日程第1】

日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議

ご異議なしと認めます。遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名 人に21番古屋敷德夫委員、23番奥寺春夫委員、会議書記に、事務局村上和男君を指名い たします。

次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に致させます。

農地係長

はい、議長。議案総括表について説明いたします。 (以下、「第69回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」により説明記載省略)

【日程第2】

日程第2、議案第67号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明を致しますのでご了承願います。事務局より説明致させます。

はい、議長。議案第67号でございます。 2~15番までは農業者年金受給に伴う使用収益権の再設定となっております。 1番を説明致します。

1番、●●町2筆7,079平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●。10年間の賃貸借の更新でございます。

16番を説明致します。●●町3筆5,868.89平方メートル。借受人、●●町 ●●●

●。貸出人、●●町 ●●●●。10年間の使用貸借の再設定でございます。

略致します。それでは、●●町担当委員からお願い致します。

1番につきましては、借受人は経営の為要請し借り受けるものでございます。 16番につきましては、貸出人の労働力不足の為要請し貸し付けるものでございます。 農地法第3条第1項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えら れます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

ただいまの説明に関連して、町ごとに担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。なお、農業者年金受給の為の使用収益権の設定等については現地確認結果を省

1 番 委 員

議長

次に●●町担当委員お願いします。

3 番 委 員

3番多田です。12月15日事務局2名及び担当委員4名で現地を確認しましたが、使用貸借の再設定ということで何ら問題が無いという事を確認してまいりました。

議 長

ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終了しました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第67号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は原案の通り可と決しました。

【日程第3】

議長

日程第3、議案第68号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明を致しますのでご了承願います。事務局より説明致させます。

農地係長

はい、議長。

1番、●●町4筆4.225平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町

- ●●●●。生前一括贈与です。
 - 2番、●●町2筆3,442平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。交換です。
 - 3番、●●町16筆14,395平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●●
- ●。生前一括贈与です。
 - 4番、●●町1筆2,013平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町
- ●●●●。交換です。
 - 5番、●●町10筆51,441.93平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●
- ●町 ●●●●。
 - 6番、●●町2筆299平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町
- ●●●●。贈与です。
 - 7番、●●町10筆26,524平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町
- ●●●●。生前一括贈与です。
 - 8番、●●町1筆1,425平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●県
- ●●市 ●●●●。贈与です。
- 1・3・5・7番につきましては、それぞれ譲渡人は後継者に生前一括贈与するものです。
 - 2・4番につきましては、耕作の利便性を向上させるために交換するものです。
 - 6番、譲渡人は親戚に要請し譲り渡すものです。
 - 8番、譲渡人は転出し耕作困難の為要請し譲り渡すものです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上ご審議をお願い致します。

議長

ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。 なお、親子間の所有権移転については現地確認結果の説明を省略いたします。では、● 町担当委員からお願いします。

30番委員

はい、30番濱田でございます。15日担当委員と事務局2名で現地を確認して来ました。何ら問題はないということで確認をしております。

議長

次に●●町担当委員お願いします。

5 番 委 員

5番似田貝です。 2 · 4番について、この件については何ら問題ないことを確認して報告させていただきます。

議 長

次に●●町担当委員お願いします。

10番委員

はい、10番佐々木です。6番の案件につきまして現地確認しましたところ、すでに耕作されている状況で、何ら問題ないと確認致しました。

議 長

次に●●町担当委員お願いします。

3 番 委 員

はい、3番多田です。15日事務局2名及び担当委員2名で現地を確認しましたけれど も、事務局説明の通り何ら問題がないことを確認して来ました。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終了しました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑が無いようですので、質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議 議 案第68号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり) 議 ご異議なしと認めます。よって議案第68号は原案の通り可と決しました。 長 【日程第4】 日程第4、議案第69号農用地利用集積計画の決定についてを上程致します。なお、再 議 長 設定については説明を省略致します。事務局に説明を致させます。 農業振興係長 はい、議長。議案第69号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地 利用集積計画の決定についてを求めるものでございます。新規のみ説明をしたいと思い 1番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町

▶●●●。●●町田1筆3,176平方メートル。10年間の使用貸借の設定です。

6番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●。●●町田2筆3,338平方メートル。10年間の貸借権の設定です。

18番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町

●●●●。●●町田2筆3,887平方メートル。5年間の賃貸借権設定となります。

25番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●県

▶●●●。●●町田1筆4,711平方メートル。10年間の賃貸借権設定です。

29番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●●

●●●●。●●町田2筆1,645平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。

32番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町

▶●●●。●●町田1筆1, 314平方メートル。10年間の賃貸借権設定です。

33番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町

▶●●●。●●町田2筆5,247平方メートル。10年間の賃貸借権設定です。

35番~218番までは、●●●●●●●●に基づきます利用権の設定です。全て利用権 の設定を受ける者は●●●●でございます。

35番、利用権の設定する者、●●町 ●●●●。●●町田2筆4,844平方メートル。 10年間の賃貸借権設定です。

36番、利用権の設定する者、●●市 ●●●●。●●町5筆10,127平方メートル。10 年間の賃貸借権設定です。

37番、利用権の設定する者、●●町 ●●●●。●●町田1筆4,573平方メートル。 10年間の賃貸借権設定です。

38番、利用権の設定する者、●●町 ●●●●。●●町6 筆4,448平方メートル。10 年間の使用借権設定です。

39番から216番までについては基盤法に基づく解約に基づいて農地中間管理事業に貸 し付けるものとして申請が出されたものです。

●●●●との解約について178件、102万0、166平方メートルでございます。

217番、利用権の設定する者、●●町 ●●●●。●●町23筆26,439平方メートル。 10年間の賃貸借権設定です。

218番、利用権の設定する者、●●町 ●●●●。●●町2筆2,530平方メートル。10 年間の賃貸借権設定です。

新規申請については、何ら問題がないと見ました。更新申請については、概ね同一条 件での更新であり問題が見受けられないことを報告しご審議の方よろしくお願いしま す。

議案第69号の15番・17番及び18番については●番の●●●委員は理事に参与できま 議 長 せんので、質疑の間退席願います。会議を再開致します。これより質疑に入ります。 15番・17番・18番について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

それでは、●●委員着席願います。続いて22番については、●番●●委員は理事に参与出来ませんので当該番号の質疑の間退席を願います。会議を再開致します。22番について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

●●●●委員、着席願います。次に、137番については●番●●委員は理事に参与できませんので当該番号の質疑の間退席願います。137番について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

それでは、●●委員着席願います。会議を再開致します。ただいまの5件を除く213件について質疑ございませんか。

2 番 委 員

はい、2番山崎です。先ほど●●の農地の解約があったんですけれども、岩手県の農業公社との契約になるわけですけれども、前回、2月分だったかと思いますが、農地の集積ということで●●●●にお金が入ったと思うんですけれども、今回これについてはお金は動かないんですか?

事務局長

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局長

ただいまの質問ですが、国から示されている要領によると、2月に集積により規模拡大加算が入りました。今回は新しい事業のお金でございますので、これは今回の集積事業には該当になり前に受けていた規模拡大加算は返還は不必要ということでございます。

議 長

よろしいですか。他に。

1 番 委 員

前も不思議に思ったんですが、そういう情報って誰か知ってました?話を聞いていると、あっちは情報が豊富でこっちには全然流れて来ないと前に聞いたことがあるんですが、そういうのは随時農業委員に流れて地元の人に伝えられれば、利益を被るようなアドバイスも出来ると思うんですが。

事務局長

確かにこの制度の説明の際には、地域集積協力金という新しい制度が出来ました。これは地域の方に該当になる協力金です。その場合は、地域の方で複数の部落や戸数の農家で農家組合等の組織を作って、そういう所が取り組めば協力金が貰えると。そして活用は自由ですという説明が致しております。地域懇談会の際にもこういった説明は致しました。今回のようなケースについては、地域に則した説明をしておりますので、そういう制度がある等の情報を農業委員さんや地域に伝えなかったのはこちらの説明不足だと思いますが、ご理解願いたいのは国の方の制度も日々変わるような状況です。また、その協力金も国から県が配分を受けて限りのあるものです。つまりは、申請したもの全部が貰えるというわけではございませんので、これについては県とも相談してあまり幅広く情報を流すと危険ではないかということもありまして控えていた部分もありますが、ただその情報は国のホームページ等に載っておりますし、市から誘導したということはありません。一律に同様の説明をしております。ただ、この制度についても様々な面で変わってきておりますので、改めまして年明けの早い時期、1月の総会は難しいかもしれませんが、何かの機会を見つけてもう一度農業委員さんと勉強会を開きたいなと思っているところでございます。

2 番 委 員

ですから、●●●●についてはタイミング的にちょうど合った時に手続きをしたということで賢いなと思います。今やれば2倍4倍貰えるわけですから。それにマッチングしてあそこも法人化にしたわけですから。何をするというわけではないんですが、やはり我々も地域で営農組合をやっていると法人化というのは難しくて出来ないのでこういう取り組みが出来ないわけですけれども、ですが今やれば4倍、来年やれば2倍という早い者勝ちというような政策では、農民は付いていかないと思うんですよね。やはり長期的に見て、この辺は要望して考えるべきなのではないかと思います。これは意見でございます。以上です。

事務局長

今の意見について、中間管理事業とか様々なご意見が出されております。その意見を 集約しまして、国や県へ精査しながら要望としていきたいと思いますし、集落営農組織 も中間管理事業の対象になるという情報が出されたのが秋ごろでございました。それま では、対象にならないということでした。宣伝するタイミングを掴めず、ちょうどその 頃は市の新年度予算編成時期ですけれども、集落営農組織、法人化も含めてどのように 推進していくかと予算要求の間に検討してございます。それらも含めながら新年度につ いては、市と連携しながら集落営農組織の強化・育成を含めながら農地中間管理事業も 周知をしていきいきたいと考えております。

議 長

他に質問ございませんか。

18番委員

はい、18番太田代です。 \bigcirc ●●●は法人の関係だと思うんですが、法人で今の様なやり方でやりたいという所があると思うんですが、そういう所は当たっているんですか?例えば、 \bigcirc ●●●もやりたいと聞いた事があるんですけれども、その辺も動いているんですか?

議 長

今具体的な法人の名前を出されていますけれども、太田代委員が仰った件については 市の方に説明の要請がありまして、説明はしているところでございます。

26番委員

はい、26番。事務局と我々農業委員の認識の差がこれほどあるということは、いかがなものかと思うんですよ。やはり情報伝達はみんな平等にきちんとやらないと、得することもあるだろうしいろいろあると思うんですが。

事務局長

細川委員の仰る通りでございます。説明や周知が行き届かない部分というのは、事務局や市の担当の方も反省をしているところでございまして、今それらの周知方法というのを考えておりますのでよろしくお願いします。

議 長

他にございませんか。では暫時休憩いたします。●番●●●●委員、●番●●●●委員、●番●●●●委員、●番●●●委員は採決に参与出来ませんので退席願います。

議 長

再開致します。お諮り致します、議案第69号は原案の通り「可」とすることにご異議 ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第69号は可と決しました。 暫時休憩致します。●●●●委員・●●●委員・●●●委員は着席願います。

議 長

会議を再開致します。

【日程第5】

議 長

日程第5、議案第70号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてを上程致します。事務局より説明致させます。

議長。議案第70号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて計画の作成について意見を求められて いるものでございます。 1番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●●)。●●町田1筆3,648平方メートル。10年間の賃借権の設定です。 2番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●● 〕。●●町田3筆5,944平方メートル。10年間の賃借権の設定です。 3番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●● ●●町田1筆3,289平方メートル。10年間の賃借権の設定です。 4番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●● ●。●●町田1筆1,125平方メートル。10年間の賃借権の設定です。 5番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●● ●。●●町田1筆1,796平方メートル。10年間の賃借権の設定です。 6番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●● D。●●町田5筆11,193平方メートル。10年間の賃借権の設定です。いずれも問題ない ということで申請を受け付けております。ご審議の方よろしくお願いします。 暫時休憩致します。1番については●番●●●●委員は議事に議事に参与出来ません 議 長 ので、質疑の間退席をお願いします。 議 長 会議を再開致します。これより質疑に入ります、1番について質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) それでは暫時休憩致します。●●●●委員着席願います。 議 長 会議を再開致します。2番~6番までについて質疑ございませんか。 議 長 (「なし」の声あり) 質疑を終結致します。暫時休憩致します。28番●●●委員は採決に参与出来ません 議 長 ので、退席を願います。 議 会議を再開致します。お諮り致します、議案第70号は原案の通り「可」とすることに 長 ご異議ございませんか。 (「なし」の声あり) 議 よって議案第70号は原案の通り可と決しました。休憩致します。●●●●委員、着席 長 願います。 議 長 会議を再開致します。 【日程第6】 議 日程第6、議案第71号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に 長 ついてを上程致します。事務局に説明致させます。 農地係長 はい、議長。議案第71号第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい てでございます。 1番、●●町3筆5,361平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。1年間の一時転 用でございます。 申請人は、保有する畑の機械作業等を耕作の利便性を向上させることを目的に、■■ ■が■■■■に発注している■■■■■■■■■■工事の発生土を使用し、水平に近く するために一時転用をするものでございます。申請地は、農振農用地区域内の農地で原

則不許可ですが、3年以内の一時的な使用であり事業終了後速やかに原状回復が見込まれることから、転用に問題はないと判断を致しました。以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補 足の説明を求めます。●●担当委員お願いします。

18番太田代です。今日担当地区の委員が休んでおりますので、私が代わります。この間の15日、私ともう一人の委員、事務局2名で現地を確認して参りました。今までも使っている田があるんですけれども、そこに出入りする農道が急斜面で使いづらいということがありまして、●●の●●地区で崖崩れが起きて手直しをしている所があるんですけれども、発生土を無償で頂くということがありそれを使うということだったので、現

けれども、発生土を無償で頂くということかありそれを使うということだったので、ま地もそれなりの改良が出来るのではないかということで確認をしてきました。以上です。

議 長 ありがとうございました。以上で現地確認調査及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第71号は原案の通り 「可」とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第71号は原案の通り可と決しました。

【日程第7】

議

長 日程第7、議案第72号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に ついてを上程致します。事務局に説明致させます。

農地係長 はい、議長。議案第72号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定でございます。

 はないと考えます。以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議 長 ただいまの説明に関連して、町ごとに担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。

議 長 次に●●町担当委員お願いします。

1 番 委 員 はい、1番阿部です。場所は■■■■と■■■■の交差点、そこを■■■■の陸橋を下がった地点で、農地専門委員会でも見に行って問題は無いと確認をして参りました。

議 長 次に●●町担当委員お願いします。

議 長 ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議 案第72号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 よって議案第72号は可と決しました。

【日程第8】

議 長 日程第8、議案第73号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程致します。事務局に説明致させます。

農地係長はい、議長。議案第73号農地法適用外証明願に対する可否決定についてでございます。

1番、申請人、●●市 ●●●●。●●町1筆33平方メートル。申請地の利用状況は昭和●年に父が住宅を建築し、宅地として利用し現在に至っております。申請者は、相続した現所有者でございます。

2番、申請人、●●町 ●●●●。●●町2筆128平方メートル。申請地の利用状況 は昭和●年に車庫を、昭和●年に住宅を増築し宅地として利用し現在に至っておりま す。

手続きを怠っていた理由につきましては、2件ともに農地法の手続きを知らなかったためでございます。以上、ご審議をお願い致します。

議 長 説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。

|24番 委 員| はい、24番森川です。ここは■■■■の南口の敷地内ですけれども、周囲は道路また

は住宅に囲まれております。何ら問題ないと確認してきました。以上です。

議長

次に●●町担当委員お願いします。

20番委員

はい、20番菅原でございます。15日に、地元委員4名と事務局2名によって現地を確認して参りました。場所につきましては、■■■■■から南側、300メートルぐらいの場所であります。事務局から説明があった通りで何ら問題ないと見て参りました。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で現地確認結果及び補足の説明を終了いたします。 質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第73号は原案 の通り「可」とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって議案第73号は原案の通り可と決しました。 次に協議第1号農業者年金加入促進についてを協議致します。事務局より説明致させます。

農業振興係長

はい、議長。資料は皆さんにお渡ししてある封筒の中の一番前に協議第1項の名称が入った表裏1枚ものと、あと年金のパンフレット、これについて説明をさせて頂きます。

農業者年金の加入状況は、まだ目標に達してございません。そのため、加入を促進させるために次の事を取り組むこととしていきたいと思ってございます。

まず今までの取り組みなんですけれども、委員会等をやっておりましたが、この前の 第68回総会においては年金加入推進セットを皆さんに配布してございますので、お持ち の方よろしくお願いします。そして第5回の遠野市農林水産振興大会でパンフレットを 配布してございます。本日の物とは別な物でございますが、配布して周知活動に努めた いところでございますが、今回は取り組み内容として農業者年金制度の周知ということ を行いたいと思います。現在農業者年金に加入して、私たちが手続きをしているんです けれども、その中の半分が農業者年金制度を加入するまで知らなかったという部分がご ざいます。これは全国的な調査結果ですので、遠野市はそういう事はないと思うんです が、ここでまた改めて周知をしていきたいということで、皆さんの封筒の中にチラシを 各々5枚入れさせていただきました。それで各地域の集会等集まる場所において加入対 象者と思われる方、または将来加入する可能性のある方、これらの家族及びそれらの方 に対して配布をしていただきたいと。それは1月31日までに配り終えてお知らせをお願 いしたいと思います。そして、報告については、皆さんが毎月出している活動記録カー ドこれに必ず記載をお願いしたいということでございます。そしてもう一つは農業者年 金額試算表の活用ということで、これは一関市の農業委員さんがやっていることなんで すけれども、試算した表があるんですがそれを加入対象者の方に提示して、"あなたは 年金を掛ければこのくらい貰えますよ"と言う部分をお話しするときの資料として持っ ていて頂きたいと思います。それが裏面の方に記載してあります。これは年金基金のホ ームページから出してみたんですけれども、こういった資料を使ってやるという事が出 来ます。これは例えば、25歳の方が60歳まで掛けて65歳から貰った場合に、どのくらい の掛け金でどのくらいの年金が貰えるかという試算をした表になります。加入時の年齢 が25歳、保険料の月額は最低ラインの2万円。1万円や1万5千円は補助を除く部分の 掛け金です。製作支援を受けている条件でこれを進めております。保険料の総額は647 万円とありますが、まず年金は特例賦課金も含めて年額50万円貰えるということです。 こういう例もありますので資料が必要であれば出していきますし、年齢的な部分の配偶

等概算的な部分も作っていきたいと思っておりますので、加入推進に向けて皆さんの努力をお願いしたいと思います。以上、協議事項としてご審議お願い致します。

議長

それでは説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

29番委員

お聞きしたいんですが、お父さんが認定農業者で息子が30歳くらいでまだ認定農業者になっていないんですが、お父さんが加入していた時に国の補助金が該当するのかどうか。この資料で見ますと、認定農業者で青色申告者となっていますから、青色申告はやっていると思うんですが、息子が認定農業者になっていない場合はどうなるんでしょうか?

議長

事務局お願いします。

農業振興係長

はい、議長。認定農業者のご家族ということで、その場合は区分3をご覧ください。 "認定農業者で青色申告者と家族経営協定を締結していて、経営に参加している配偶者 や後継者"。この方々は年金を掛ける時区分3に該当させて、加入することが出来ま す。なので、家族経営協定を結んでいないといけません。

29番委員

はい、わかりました。

議 長

他にございませんか。それでは質問が無いようですので、質疑なしと認めます。質疑 を終結致します。協議第1号農業者年金加入促進については原案の通りとすることに致 します。

その他に入ります。委員の皆さんから意見・提案等ありましたらお出しください。事務局から何かありませんか。

農業振興係長

はい。本日配布した資料の中を改めてご説明致します。まず黒表紙の手帳がございます。その中に身分証があります。期限が12月末と記載されてあります。任期は2月いっぱいですが、誠に申し訳ありませんが事業の簡素化を図りたいので12月末と記載させていただきました。皆さんの中には勇退される方もいらっしゃると思うんですけれども、その身分証を返していただくということでお願いしたいと思います。そして、新しい農業委員さんには別途身分証を交付することで進みますので、よろしくお願い致します。活動記録カードの提出状況で、濱田平八郎委員は10・11月と提出済みであることを確認致しました。なお、4月から出していない方がいらっしゃいます。提出をお願いしたいです。これは最終的に会計検査院のチェック対象になりますのでよろしくお願い致します。それから、全国農業新聞と家族経営協定と農業者年金の取り組み状況については記載の通りでございます。任期が2月末ということなので、1月中には達成できるよう皆さんの努力をお願い申し上げ説明に代えていただきます。ちなみに、活動記録カードは総会の時に出されたものはカウントしていません。以上です。

議長

他によろしいですか?

事務局長

はい、議長。議案の方で農地中間管理事業のご意見・ご質問を頂きまして、それに関わりましてですけれども、農地中間管理事業は委員さん方や地域の皆さんに説明した時と制度が変わっている部分がございます。ご質問の際にもお答え致しましたが、任意の集落営農組織も協力金の受け手になれると秋ごろに制度が変わっています。国も農地集積のスピードを速めるということでその都度変えてきています。それについては5月頃に農業委員さんに説明した時よりはかなり変わっている部分もありますし、地域で説明している時よりも状況は動いております。それで市と農業委員さんとで連携して進めていければと思っておりますし、いつか状況を整理してもう一度説明会をしなければならないなと。機会が取れずにこの時期まで来てしまいましたが、ついては年明けの総会終了後、といっても選挙を控え時間もないなかではありますが、機会を見ながら再度研修会という形で行っていきたいと思っておりますので、ご了解をよろしくお願いしたいと

思います。以上です。

議長

それでは私から一言お話をしたいと思います。今年も残すところ13日となりました。 この1年間皆様にはご協力を頂きました、本当にありがとうございました。今年に入っ てから早々に中間管理事業ということで、皆さんにはご苦労とご尽力をいただきまし た。中間管理事業を進めていくために、市当局に農業関係と一緒に県に意見等を出して いただきまして事務局の皆さんにも一生懸命頑張っていただきまして、それなりの成果 が出てまいった所でございます。が、引き続き来年度も皆さんのお力を頂きながら前に 進めて参りたいと思っておりますので、是非よろしくお願いしたいと思います。今たく さんの難しい課題が山積みとなっております。農業委員の大会等で大いに騒がれており ますが、これは各委員で決定されたということで、随時会長大会でも激論が交わされて おりましたが、公選制は廃止ということになってしまうわけでございます。ただ、各市 町村におきましてそれに何らかの形で農業者のプラスになるような物をつけていこうと 各都道府県・市町村と協議していこうという形で進もうとなっております。また今年は 米価下落、これにとっては大変な状況になっております。来年度もこの状況が続いてい くという塩梅でございますが、ただ我々は農業委員としてまず仕事を着実にやっていく と同時に、やはりこの地方は農業が中心になっていかなければならないわけですので、 弱気にならず、遠野市の農業者の代表として誠心誠意地域の為に頑張らなくてはならな いと常々感じているところでございます。

まずは、今年1年本当にありがとうございました。来年も皆さんにとって良い年となりますようにご祈念を致しまして、本年度最後の言葉とさせていただきます。来年もよろしくお願いいたします。

事務局長

事務局からも感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

(午後16時00分 署 名			
遠野市農業委	員会会議規則第32条	第2項の規定により、ここに	2署名する。
平成26年	月 日		
遠野市	農業委員	21 番	
	同	23 番	
遠野市農業	業委員会会長		

L		